

広報

# おやまざき

6

2021(令和3)年

両手の人差し指は「人」を表しています。人と人が寄り添うさまで、「共に」「一緒に」という意味の手話です。今号では特集に「聞こえの共生社会」を取り上げています(関連記事4ページ)。

この手話  
なあに？

## 今月の主な内容

- 大山崎町第4次総合計画後期基本計画を策定 P 2
- 誰もが暮らしやすい  
「聞こえの共生社会」を目指して P 4
- 65歳以上の新型コロナウイルス  
ワクチン接種が始まりました P 6
- 国民健康保険の税額を6月中旬にお知らせします P 8

vol.643

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>

このように進めていきます！

# これから5年間のまちづくり

—大山崎町第4次総合計画後期基本計画を策定しました—

## ◎まちづくりの基本目標

基本構想で定めているまちの将来像「天王山のふもと、三川合流の地 みんなを笑顔にするまち ええとこ、がんばる、おおやまざき」を実現していくために、次の5つの基本目標を掲げ、体系的にまちづくりを進めていきます。

町のシンボル天王山をはじめ豊かな自然環境や、歴史と交わる四季折々の魅力を生かした、より魅力のあるまちづくりをめざします

お互いが理解し、尊重し合いながら、子どもから高齢者まですべての人が学び、体験ができる、喜びがあるまちづくりを進めます。

基本目標4  
生涯を通じて、  
理解し合う、  
学び合うまち

基本目標2  
行きたい、  
住みたい、  
住み続けたい  
まち

産業、観光によるまちづくりが活発で様々な人が訪れるまち・町民が安心安全で生活しやすい、住みやすいまちにすることで、町外の人も住みたくなるまちをめざします。

住みたい、住み続けたいと誰もが思えるまちとするため、町民の日常生活を支える様々なサービスを充実していくとともに、町民間の支え合いの構築、災害に強いまちを形成し、誰もが安心して生活できるまちをめざします

基本目標3  
支え合う、  
助け合うまち

行政の努力はもちろんのこと、そこに住む町民自身がまちの課題を自らの課題として認識しつつ、まちにかかわるすべての人によるまちづくりが進むことで、希望と誇りと愛着をもてる大山崎町が形成されることをめざします。

基本目標5 協働で創るまち

## ◎26のまちづくり分野

5つの施策分野に基づく26のまちづくり分野を設定し、施策を展開していきます。今回の計画では、まちづくり分野ごとにSDGsとの関係性も示しています。

## 産 業・都市基盤分野

まちづくり分野	めざす姿・♥私たちができること
5. 農工商産業振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>経済活動が活発な、にぎわいのあるまち</li> <li>地元商店で買い物します！地域の農産物を積極的に食べます！</li> </ul>
6. 観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民も来訪者もいきいきとしたまち</li> <li>大山崎町の魅力をアピールします！観光客の方々をおもてなしの心で迎えます！</li> </ul>
7. 市街地整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然を身近に感じられる良好な住環境が整備されたまち</li> <li>住みよい環境づくりを共に考えていきます！</li> </ul>
8. 道路・公共交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通の快適性・安全性・利便性が向上したまち</li> <li>町内に危険箇所が無いか確認します！公共交通を積極的に利用します！</li> </ul>
9. 水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心で安全な水道水が安定的に供給されているまち</li> <li>水を限りある資源として大切に使用します！</li> </ul>
10. 下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全で安定した下水道サービスが提供されているまち</li> <li>下水道施設に負担がかかるものを流しません！</li> </ul>

## 自 然・環境分野

まちづくり分野	めざす姿・♥私たちができること
1. 自然環境の保全・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然と調和した豊かなまち</li> <li>自然の恩恵に感謝し、自然を大切にします！</li> </ul>
2. 治山・治水	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全な山と川に囲まれ、誰もが安心して暮らせるまち</li> <li>自然災害の発生に備え、治山・治水への理解を深めます！</li> </ul>
3. 市街地の緑環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>身近に心安らく緑の環境が形成されたまち</li> <li>公園など美化活動を協働で取り組みます！</li> </ul>
4. 環境の保全・配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民自らが環境問題のことを考え行動するまち</li> <li>資源を大切に使い、ごみを減らします！二酸化炭素の排出量を減らします！</li> </ul>

「大山崎町第4次総合計画」は、本町が策定する最上位の計画で、大山崎町のまちづくりの進むべき基本方向を明らかにするものです。総合計画は、「基本構想」と「基本計画」からなり、基本構想は、令和7年度までの10か年のまちの将来像とまちの基本目標を定めているもので、基本計画は、その基本構想に沿って5か年のまちづくりについて定めています。このたび令和3年度から令和7年度の5か年を計画期間とする後期基本計画を策定しました。

問＝企画財政課 企画観光係 ☎956-2101 (内380)

## ◎小さな行政の推進

本計画では、将来にわたって持続的発展が可能な町をめざし、まちづくりへの各種取組に対して「できることはできる主体が行う」という意味を含め、「小さな行政」を掲げています。これは、行政、地域住民、事業者の3者それぞれが、できることに取り組み、ともにまちづくりを進めていくことをうたったものです。特に、地域の一人ひとりが日常生活において周囲の人との関わりを持

ち、地域社会活動へ参加する「住民参加」を一層進めることで、実現されていくものです。したがって、町は、「住民参加」を積極的に進め、地域に関わる全ての人が活躍できる社会の構築を目指していきます。

本町においては、それぞれの主体が同じ方向性をめざせるよう、26のまちづくりの分野それぞれに「めざす姿」と「私たちができること」を示しています。

## 防 災・健康・福祉分野

まちづくり分野	めざす姿・♥私たちができること
11. 防火・防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害に対する安心・安全が実感できるまち</li> <li>日頃から災害への備えを行います！地域の力を高めます！</li> </ul>
12. 防犯・交通安全	<ul style="list-style-type: none"> <li>犯罪、交通事故の不安がなく安心して暮らせるまち</li> <li>身近な地域コミュニティを大切にします！</li> <li>交通ルールを守ります！</li> </ul>
13. 健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>一人ひとりが、主体的に継続して健康づくりに取り組んでいるまち</li> <li>運動や学習、コミュニケーションを通じて心身の健康を維持します！</li> </ul>
14. 保健・医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>心身の健康が維持され、必要な時に適切な医療が受けられるまち</li> <li>自分の健康に関心を持ちます！</li> </ul>
15. 地域福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>自助・共助・公助のネットワークで互いを支え合うまち</li> <li>みんなで助け合い、協力して地域課題を解決します！</li> </ul>
16. 子育て支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の支え合いの中で、安心して子どもが生まれて育てるまち</li> <li>子どもたち、そして子育てをみんなの目で見守ります！</li> </ul>
17. 高齢者福祉・介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし、活躍するまち</li> <li>自分でやれることを自分で担いつつ、みんなで高齢者の暮らしをサポートします！</li> </ul>
18. 障がい福祉	<ul style="list-style-type: none"> <li>誰もが身近な地域で自分らしく暮らせるまち</li> <li>障がいのある人もない人も、ともに暮らす仲間として、相互理解に努めます！</li> </ul>

## 教 育・生涯学習分野

まちづくり分野	めざす姿・♥私たちができること
19. 人権	<ul style="list-style-type: none"> <li>さまざまな人権問題が正しく理解され、すべての人の人権が尊重されているまち</li> <li>正しく知り学び、違いを認め合い、共に行動します！</li> </ul>
20. 男女共同参画	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる分野において誰もが自分らしく歩むまち</li> <li>性別にかかわらず、誰もが主体的に地域活動や暮らしの改善に参画します！</li> </ul>
21. 学校教育等(保幼小中)	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの個性や社会を生き抜く力が育まれているまち</li> <li>みんなで、子どもたちの健やかな成長をサポートします！</li> </ul>
22. 社会教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>生涯にわたり地域とともに町民が学び続けるまち</li> <li>地域への愛着を高め、生涯にわたり学び続けます！</li> </ul>
23. スポーツ(生涯・競技)	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民がスポーツを通して、いきいきと暮らしているまち</li> <li>スポーツを楽しみ、心身の健康維持に取り組めます！</li> </ul>
24. 文化の向上、歴史遺産の保護・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>歴史遺産が次世代に引き継がれ、魅力と誇りの源となっているまち</li> <li>様々な文化財を見て・触れて・語り合い、後世へ受け継いでいきます！</li> </ul>

## ま ちづくりの進め方分野

まちづくり分野	めざす姿・♥私たちができること
25. 多様な主体によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な主体が目的を共有し、それぞれが主体的にまちづくりに取り組むまち</li> <li>みんなのまちづくりを進めていきます！</li> </ul>
26. 行政運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>町民に信頼された行政運営ができているまち</li> <li>みんなのまちづくりを進めていきます！</li> </ul>

誰もが暮らしやすい

# 「聞こえの共生社会」を目指して

「大山崎町手話言語及び聞こえに障害（障がい）のある人のコミュニケーション手段の促進と聞こえの共生社会の実現を目指す条例」を制定しました。

問：福祉課 社会福祉係

☎ 956-2101（内152）



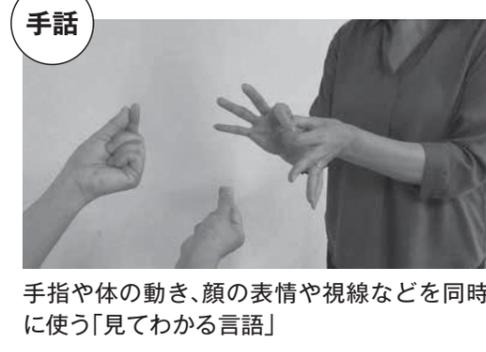
聞こえの共生社会って？

どんなコミュニケーション手段があるの？

一言で「聴覚障がい」というのも、一人ひとり聞こえの程度はさまざまで、コミュニケーション方法も異なります。

人と人が繋がる時、大切なもののひとつにコミュニケーションがあります。その多くは、ことば（音声言語）によるものです。聴覚に障がいを持つ人は、音声言語によるコミュニケーションから疎外される場合があります。また、聞こえる人にとっては、なげなく耳にしている音声による情報も、得られない場合が多くあります。聴覚障がいが見た目ではわからないため、日常生活や社会生活を送ることが出来る環境は十分とは言えません。

町では、聞こえに障がいのある人もない人も、お互いの人格や個性を尊重し合い、ともに安心して自分らしく暮らせる共生社会を目指し、条例を制定しました。



手話  
手指や体の動き、顔の表情や視線などを同時に使う「見てわかる言語」



筆談  
発言者の話を聞き、要約して書く  
分かりやすくまとめて書く

## 聞こえない・聞こえにくいと、こんなことに困ります

- 突然、電車が止まってしまいました。車内アナウンスを聞いて周りの人は分かっているようですが、何が起ったのか分からなくて不安です。
- 文字で伝える電光掲示板があるって安心ですね
- 後ろから話しかけられても気が付きません。「無視された！」と勘違いされてしまいます。
- 話しかけて気付かれない時、もしかしら聞こえなかったのかもしれない。相手の視界に入ってから話しかけてみましょう
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のためマスク着用は大切です。でも、口の動きを読む私にとっては、何と言っているのか全くわからず困ってしまいます。
- そんな時に、お互い何か書くものを持っていれば、文字で伝えることができますね
- 新型コロナウイルス感染拡大防止のためマスク着用は大切です。でも、口の動きを読む私にとっては、何と言っているのか全くわからず困ってしまいます。
- そんな時に、お互い何か書くものを持っていれば、文字で伝えることができますね

## 条例の施行を受けて「聞こえ」に関する当事者の方々に話を伺いました。

インタビュー

条例が施行されて、とても嬉しいです。社会では「障害」の『害』のひらがな表記が増えています。検討委員会でも「害」の字は『障害者を除け者にする』イメージ。ひらがなは優しい感じがする」という意見がありました。ひらがな表記は障害者配慮だと思いますが、当事者として、それで社会的障壁がなくなるわけではないことを伝えたくて「障害（障がい）」という表記を推しました。この併記された表記こそがお互いを尊重する「共生社会」だと思います。条例施行を機に「自分の役割」を考えました。例えばコンビニで、店員さんの「ありがと

うございます」に気付いたら、自分も手話で「ありがとう」と返す。また別の日にも手話で「ありがとう」という。店員さんは最初戸惑われるでしょうが、積み重ねていけば、店員さんが「ありがとう」と手話で返してくれる日があるかもしれない。当事者が発信を重ねていけば、「聞こえの段差」を埋めることに繋がるのではないかと、何かを「お願い」するのではなく、自分から動くことで聞こえる人も自然とその「段差」に気付くのではないかと。それが共生社会へと繋がっていくのだと思います。

乙訓ろうあ協会 / 村上 達也 さん



難聴者友の会 / 阿部 幸恵 さん



「共生社会」と言葉にするのは簡単ですが、実現にむけて様々な取り組みが必要です。機器などのハード面を整えたらいいわけではなく、一人ひとりの意識を高める取り組みが、ハード面も補ってくれると思います。私たち当事者から発信することは大切ですが、「聞こえない」「聞こえにくい」と自ら発信するのをためらったり、会話を避けて「聞こえない」と言えなかったりします。自分から「聞こえない」と言うのは勇気がいるし、気を遣いますが、「勇気がいること」「気を遣うこと」なんだと発信を

積み重ねていくことで、社会が変わればいいなと思います。聞こえない人や聞こえにくい人が、いる・いないに関わらず、音声情報以外に見てわかる文字情報が増えて、手話でコミュニケーションができれば、そしてそれが当たり前の社会になれば、「勇気を出さないといけない」ことや「気を遣わないといけないこと」がなくなります。それが共生社会だと思います。小さい町の利点を生かして、町の隅々まで理解が浸透すればいいなと思います。

令和2年度手話教室受講 / 米村 沙知さん・優妙さん・謙汰さん



昨年秋に開催された手話教室入門編を受講しました。自分が思っていた「手話を学ぶ」というイメージとは違い、何か新しいコミュニケーション方法を学んだという感じです。手話はお互いに目と目を合わせ、表情や視線も使って伝え合う言葉です。「手で話す」ということの意味を実感しました。何気ない日常生活でのことです。会話を終えて電話を切った瞬間に、ふと「聞こえない・聞こえにくい人にとっての電話」に気付かされました。社会の中でこんなに身

近なライフラインである電話ですが、もっとFAXやメールとセットで、世の中に存在するべきではないかと思いました。家族間のコミュニケーションも変わりました。忙しいとつい声だけで用件を伝えがちですが、相手の目を見て伝えるようになりました。コミュニケーション手段のひとつに「手話」があるという感覚です。ジェスチャーを交えた自己流手話もありますが、間違っている「伝わればOK!!」だと思います。

## 聞こえの共生社会について...

みんな(と) 一緒に 考えて いきましょう

「みんなと一緒に考えていきましょう」

今後いろいろな情報を発信していきます



## 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)について

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、ひとり親世帯に子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。



### 【支給対象者】

- ①令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方(5月11日支給済)
  - ②公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金等)を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給額が全額停止される方
  - ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方
- ※すでに児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請

をしていれば、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額または一部停止されたと推測される方も対象となります。

### 【支給額】

対象児童1人につき、5万円

### 【申請方法】

役場1階7番窓口へ提出又は郵送による提出  
※申請書類については、ホームページをご覧ください。

### 【申請期間】

令和4年2月28日(日)必着

※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金については、詳細が決まり次第ホームページおよび広報に申請方法を掲載します。

6月23日から29日までは「男女共同参画週間」です。

## ～女だから、男だから、ではなく、私だから、の時代へ。～

なぜわざわざ男女共同参画を呼びかける必要があるのでしょうか。

男女共同参画社会とは、得意なこと、得意でないことがあっても、それがかけがえのない個性としてとらえられ、一人ひとりが自分らしく生きられる社会のことであり、「男らしくなりたい!女らしくなりたい!」と思うことを否定するものではありません。

女性は生まれながらにして家事や育児が得意なののでしょうか?

男性は生まれながらにしてリーダーシップがある強い生き物なののでしょうか?

もしも、「女性も仕事をするべきだけど、家庭も大事にするべき」と考えているのであれば、男性も「仕事も、家庭も」同じくらい大事にするべきでしょう。

性別にかかわらず、「協力し合って仕事も家庭も大事にする」という考え方も受け入れられる柔軟な社会が、男女共同参画社会なのです。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか?



問=生涯学習課 生涯学習・スポーツ振興係  
☎956-2101 (内233)

## 65歳以上の新型コロナウイルスワクチン接種が始まりました



本町では、新型コロナウイルスの感染拡大を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、現在、国および府、医療機関等と連携し、国の接種順位にのっとり「新型コロナウイルスワクチン」の住民接種を実施しています。

問=健康課 健康増進係 ☎956-2101 (内131~135)

### ◆接種券の発送時期と接種開始時期(接種順位の順)

1. 医療従事者等
2. 高齢者(令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方)
  - 集団接種、個別接種とも継続して実施中です。集団接種の7月・8月の予約は、5月31日(日)に電話先行予約を、6月1日(日)からコールセンターおよびWeb予約を実施します。
  - ※2回目接種の予約は1回目の完了後です。集団接種では接種会場で予約できます。(1回目のちょうど3週間後の同じ時間帯に限る)
3. 高齢者以外で基礎疾患を有する方(慢性の呼吸器の病気・慢性の心臓病(高血圧を含む)などで現在治療中の方。基礎疾患の詳細は厚生労働省ホームページでご確認ください)
  - まずは、コールセンターへ電話で申し出てください。(受付期間:6月1日(日)~)
  - 確認できた方に、接種券を郵送します。接種券が手元に届いたら、基礎疾患を診察してもらっているかかりつけ医に相談し、接種してもよい場合に、集団接種か、かかりつけ医に予約をしてください。
4. 60歳~64歳の方
  - 接種券は6月中旬以降に郵送予定です。8月より接種開始予定です。集団接種の予約は、接種券が届いたら順次行えます。
5. 16歳~59歳の方
  - 接種券は7月以降に郵送予定です。接種開始や予約開始の時期は改めてお知らせします。

何らかの疾患があり、かかりつけ医のいる方は、かかりつけ医に接種してよいか必ず相談をしてください。ワクチンは、対象の住民全員分が国から届きます。あせらず、予約を取り接種しましょう。16歳の方は、令和3年度中に16歳に達する方にも送

付します。16歳になってから、接種してください。

◆接種費用  
無料です。

◆接種場所  
集団接種: 大山崎町役場・保健センター  
個別接種: かかりつけの病院・診療所・医院(接種をしているか確認しましょう)

◆ワクチン接種に関する同意について  
ワクチン接種は強制ではありません。新型コロナウイルス感染症のワクチンの接種は、しっかり情報提供を行ったうえで、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種を行うことになります。従来から予防接種を受ける方には、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただきます。受ける方の同意なく、ワクチン接種が行われることはありません。

◆ワクチン接種後も感染症予防を行ってください  
ワクチン接種後も引き続き、マスクや手洗い、消毒、換気、ソーシャルディスタンス等感染症予防は必要です。

◆詐欺にご注意ください  
・市区町村や保健所等が、ワクチン接種のために、現金や手数料の振り込み等を求めることはありません。  
・市区町村や保健所等が、ワクチン接種のために、個人情報や電話で集めることはありません。  
・新型コロナウイルスワクチンの接種等をかたった不審な電話等があった場合には、最寄りの警察署(#9110)や本町へ連絡してください。

接種当日の午前7時の時点で暴風警報発表または大山崎町が避難所を開設している場合は、集団接種を中止します。



# 国民健康保険の税額を 6月中旬にお知らせします。

問・相談先＝健康課 保険医療係 ☎956-2101 (内111・114)

## 1 国民健康保険税(国保税)について

国民健康保険税は、医療費の支払いにあてる大切な財源となります。必ず期限内に納めましょう。

課税区分	① 所得割	② 均等割	③ 平等割	限度額
	(加入者の前年中所得金額)	(加入者1人あたり定額)	(加入1世帯あたり定額)	①+②+③ (超過分切り捨て)
医療分	6.39%	26,800円	18,500円	63万円
介護分 (40～64歳)	2.49%	11,400円	5,500円	17万円
支援金分	2.41%	9,900円	6,800円	19万円

## 2 国保税の計算方法

世帯ごとの収入や加入者数により、世帯単位で年税額を計算します。

年の途中で加入・脱退があった場合は、年税額を月割で再計算します。

なお、令和3年度は税率・限度額の改定はありません。

## 3 納付義務者は世帯主

国保税は世帯単位で計算し、世帯主の方にお知らせします。世帯主が国保に加入していなくても、世帯に国保加入者がいる場合、納付義務者は世帯主となります。

## 4 納め方は2種類

### ① 年金天引き(特別徴収)

国保加入者全員が65歳未満の世帯の場合、年6回の年金支給時に世帯主の年金から天引します。

ただし、次の場合は例外的に「口座振替または納付書払い」に変更になります。

- ① 基礎年金額が18万円未満の場合
- や、国保税額と介護保険料を合

## 8 税金の所得控除

国保税は、確定申告などの社会保険料控除の対象になります。令和3年1月～令和3年12月までに年金天引き・口座振替・納付書で納付された国保税が対象です。6月に届く国保税決定通知書に記載の金額とは異なりますので、ご注意ください。

## 6 就職などにより社会保険に加入した方は届出を!

●新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に収入が減少し、納付が困難となった場合

国保脱退の手続きをしないと国保税がかかり続けます。社会保険に加入した場合は、「社会保険と国保の保険証(被保険者と異なる世帯の方が手続きされる場合、委任状も必要です)」を持って役場で手続きしてください。また、社会保険加入後に国保の保険証を使って診療を受けた場合、かかった医療費を請求します。

## 7 75歳になる年度の国保税

75歳までは国保に加入し、国保税(誕生日の前月分まで)を納めます。75歳になると国保を脱退し、誕生日から後期高齢者医療保険に加入し、保険料(誕生日の月から3月までの月割計算した額)を納めます。後期高齢者医療保険の保険料については、次号でお知らせします。

わたしたちが基礎年金額の1/2を超える場合  
② 年度途中で65歳未満の方が国保に加入した場合や、所得変更などで国保税額が変更となる場合  
【普通徴収】  
② 口座振替または納付書払い  
6月～翌3月までの10回に分けて納付します。  
納め忘れを防ぎ、金融機関などへ出向く手間を省ける口座振替がおすすめです。

口座振替の申し込みは、通帳と銀行印をお持ちのうえ各金融機関で行ってください。  
国保税の滞納などが無い方で「年金天引き」から「口座振替」に変更を希望する場合は申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。  
また1年のうちに特別徴収と普通徴収の両方で納税している方は、その合計額が年間の国保税額となります。

### 【口座振替取扱金融機関】

- ▼ 京都銀行 ▼ 京都中央農業協同組合
- ▼ みずほ銀行 ▼ 三井住友銀行 ▼ りそな銀行 ▼ 池田泉州銀行 ▼ 関西みらい銀行 ▼ 京都信用金庫 ▼ 京都中央信用金庫 ▼ 近畿労働金庫 ▼ ゆうちょ銀行 ▼ 郵便局

## 5 軽減措置

(1) 所得が少ない世帯  
所得が少ない世帯は、均等割と平等割が軽減されます。

ただし、この軽減は所得の申告をされていない方には適用できません。収入がない人、遺族年金や障害年金や雇用保険などの非課税収入のみであった人は、前年中に収入が0円であるという「町・府民税申告」をしてください。

(2) 国保から後期高齢者医療保険に移行された場合

国保加入者が75歳を迎えて後期高齢者医療保険に移行し、その世帯に引き続き国保加入者がいる場合、平等割が5年間は1/2軽減、6年目～8年目の間は1/4軽減されます。届出は不要です。

(3) 納期限までに納めてください  
納期限を過ぎると督促料や延滞金がかかります。また、未納があると期限の短い保険証の交付、保険給付の制限、滞納処分(財産差し押さえなど)などの措置を受ける場合があります。納付が困難になった場合は、必ずご相談ください。

(3) 社会保険から後期高齢者医療保険に移行された場合  
社会保険加入者が後期高齢者医療保険に移行し、その被扶養者であった65歳以上の方が国保に加入する場合は、軽減が適用されます。この軽減を受けるには届出が必要です。

(4) 倒産、解雇などで離職した場合  
倒産、解雇、雇止めなど事業主の都合(非自発的理由)により離職した場合は、届出をしてください。

### 【軽減の対象者】

① 離職日に65歳未満、② 事業主の都合により離職または雇止めにより離職した方(雇用保険受給資格者の離職理由が11・12・21・23・31・34に該当する方)

(5) 災害などにより生活が著しく困難になられた方への減免制度  
減免の対象となる場合がありますので、納期限までにご相談ください。

- 震災、風水害等の災害を受けた方
- 2級以上の身体障害者手帳、恩給法戦傷病者手帳、被爆者健康手帳をお持ちの方
- 前年(令和2年)中に居住用の不動産売却益などの譲渡所得が発生された方

## 国保税等の還付金詐欺にご注意ください!

全国的に、市町村の「医療保険課」等の担当課名を名乗り、「国保税や医療費の還付(払い戻し)がある」などと電話をかけ、ATM(現金自動預け払い機)を操作させたり、個人情報聞き出すなどして、お金をだまし取る「振り込め詐欺」と思われる事例が多発しています。  
町役場などの職員が還付金などの受け取りのために、ATMでの操作手続きを行うよう連絡することは、絶対に

ありません。このような不審な電話がかかってきたときは、すぐに行動しないで、役場健康課や警察までお問い合わせください。

- 警察総合相談  
電話番号 #9110  
(全国共通短縮ダイヤル)
- 向日町警察署  
☎921-0110(代表)

